8　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

9　判断の基準⑤については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、ＪＩＳ　Ｃ　0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表Ａ．１（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記ＪＩＳの付属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはＪＩＳ　Ｃ　0950：2008に準ずるものとする。

10　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

11　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

12　消費電力等の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則（平成26年７月施行）　別表第２－２（平成28年10月発効）」による。

表１　コンピュータモニタに係る最大消費電力量基準

可視画面面積（平方インチ）	最大消費電力量基準（kWh）
Ａ＜130	(6.13×ｒ）＋（0.06×Ａ）＋9
130≦Ａ＜150	(6.13×ｒ）＋（0.69×Ａ）－72.38
150≦Ａ＜180	(6.13×ｒ）＋（0.21×Ａ）－0.50
180≦Ａ＜200	(6.13×ｒ）＋（0.05×Ａ）＋28
200≦Ａ＜230	(6.13×ｒ）＋（0.03×Ａ）＋31.33
230≦Ａ＜280	(6.13×ｒ）＋（0.2×Ａ）－7
280≦Ａ＜300	(6.13×ｒ）＋49
300≦Ａ＜500	(6.13×ｒ）＋（0.2×Ａ）－11
Ａ≧500	(6.13×ｒ）＋89

備考）　ｒは画面解像度（メガピクセル）を、Ａは可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。

表２　コンピュータモニタに係る性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値

色　域　区　分	許容値（kWh）
ＣＩＥ　ＬＵＶの32.9％以上	0.15×（E_{TEC_MAX}－6.13×ｒ）
ＣＩＥ　ＬＵＶの38.4％以上	0.65×（E_{TEC_MAX}－6.13×ｒ）

備考）１　次の①から③のすべてを満たすコンピュータモニタについては、本表に従って算定された性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値を最大年間消費電力量に用いることができる。

①画面カバーガラスの有無にかかわらず、平面画面では少なくとも85°から直角の水平視野角度において、曲面画面においては少なくとも83°から直角の水平視野角度において、最低60対１のコントラスト比であること

②基本解像度は2.3メガピクセル以上であること

③色域はＣＩＥ　ＬＵＶの32.9％以上であること

２　E_{TEC_MAX}は最大消費電力量基準を、ｒは画面解像度（メガピクセル）をそれぞれ表す。

⑵　目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

６－４　記録用メディア

⑴　品目及び判断の基準等

記録用メディア	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40％以上使用されていること。 ②厚さ５㎜程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④紙製にあっては、古紙パルプ配合率70％以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径12㎝のＣＤ－Ｒ、ＣＤ－ＲＷ、ＤＶＤ±Ｒ、ＤＶＤ±ＲＷ、ＤＶＤ－ＲＡＭ、ＢＤ－Ｒ、ＢＤ－ＲＥとする。

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

３　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のＬＣＡ専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

４　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月15日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

⑵　目標の立て方

当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。